

燃料等価格高騰対策補助金

高騰した燃料費、電気料金、ガス料金の一部を補助します

対象者

市内に事業所等があり、事業を営む中小企業者等

支給額

対象月^{※1}の燃料費、電気料金、ガス料金 - 比較月^{※2}の燃料費、電気料金、ガス料金

※1 令和4年9月～令和5年6月のうち任意のひと月

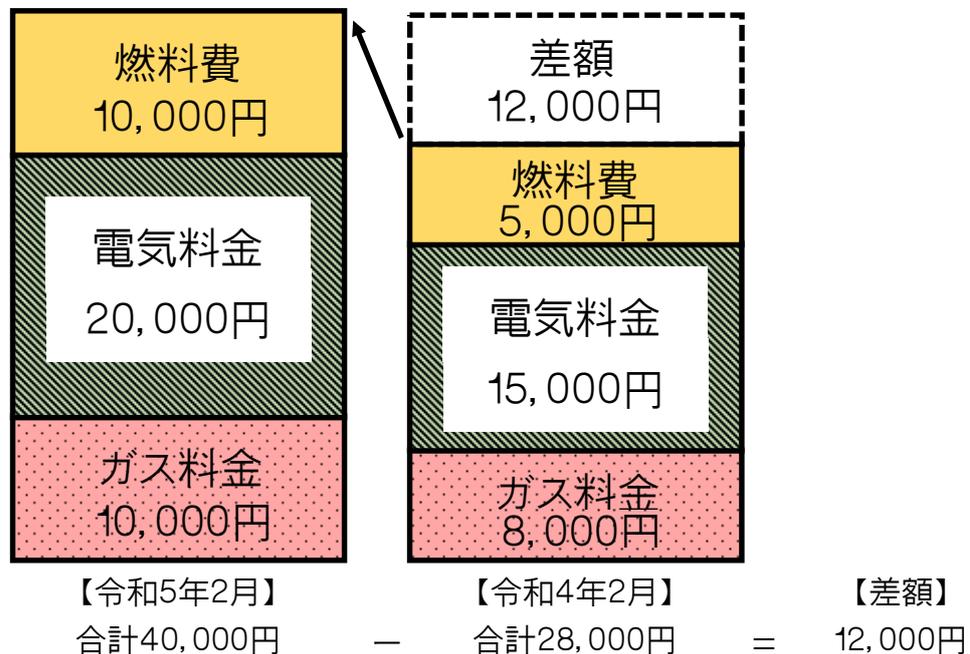
※2 対象月の前年同月

$\times 12 \times \text{補助率} \frac{1}{2} = \text{支給額}$

上限額

法人 **20**万円、個人事業主 **10**万円

計算例



<申請額>

$12,000円 \times 12 \times \frac{1}{2} = \mathbf{72,000円}$

※申請額が2万円に満たない場合は、交付されません

申請期間

令和5年7月24日 ~ 令和5年8月31日

申請方法

裏面の「必要書類」および「提出先」を参照

必要書類

- ① 燃料等高騰対策補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 補助対象経費計算シート
- ③ 誓約書(様式第2号)
- ④ 事業者が存在していることが確認できる書類
【法人】履歴事項全部証明書の写し 等
【個人】所得税確定申告書 等
- ⑤ 長久手市内で営業活動を行っていることが分かる書類
チラシ・パンフレット、ホームページ画面コピー、内観・外観写真 等
- ⑥ 補助対象経費の額が確認できる書類
領収書、通帳のコピー 等
- ⑦ 燃料等価格高騰対策補助金請求書(様式第7号)
- ⑧ 振込先口座の分かる書類

【個人事業主のみ】

- ⑨ 申請者の本人確認書類

申請書類や交付要綱は、市のHP、または以下の窓口まで

<https://www.city.nagakute.lg.jp/soshiki/kurashibunkabu/tatsusegaaruka/2/1/18148.html>



注意事項

- 申請は先着順ではありません。
- 申請期間終了後に、申請総額が予算を上回った場合は、各人の申請額を基に予算を按分して交付決定します。交付要綱またはホームページを必ずご確認の上、申請してください。
- 補助金を算出する際は**税抜き**の金額で計算してください。
- 補助対象経費について、長久手市の同様の補助金及び支援金、他の公的制度に基づく補助金を交付申請している場合は**対象外**となります。詳しくは交付要綱をご確認ください。

<提出先> 長久手市たつせがある課 交流商工係
〒480-1196 長久手市岩作城の内60-1

<提出方法> 窓口提出または郵送(必着)

<問合せ先> 【電話】0561-56-0641/【メール】tatsuse@nagakute.aichi.jp